

## 『宇津保物語』『国譲上』の「仮名手本」について（再考）

田島 優

はじめに

『明治大学教養論集』560号（二〇二二年十二月）に、『宇津保物語』『国譲上』における仮名手本についての一解釈（以下、前稿と記す）を掲載した。その論考では、『宇津保物語』『国譲上』に記載されている、仲忠が東宮の若君へ献上した手本を中心に論じた。その手本における仮名について、その当時の文学作品に見られる仮名に関わる言語生活の記述を参考にして、それぞれの仮名の性格について考察を試みた。

この手本は、男性が用いる手本であるから、仮名の他に漢字の真と草の手本も収められていた。仮名については、男性と女性との差があるのか確認するために、仲忠の曾祖母にあたる「俊蔭の母の集」（蔵開中）と対照させた。それによって、男性と女性とでは使用する仮名に違いがあることがわかった。この手本に収められている「男手」はその名称通り男性のものである。それに対して、「草仮名」は女性のものであり、男性の使用は能書に限られていたようである。この「男手」と「草仮名」とは相補分布を示す関係になっている。なお、「草」は男性の世界では漢字の草書であり、女性の世界では「草仮名」のことであった。男性と女性とが同席しているような場合には、同音衝突を避けるために「草仮名」と記載されている。

『宇津保物語』『国譲上』の「仮名手本」について（再考）

本稿で扱っていくのは、主に前稿で二つの説を挙げた箇所についてである。前稿執筆の際にも、どちらを採用するかいろいろと悩んだ。前稿の解釈は、現在から見ると、先行研究をかなり気にしすぎたきらいがある。『宇津保物語』の本文を読み直し、本文に書かれていることをもっと重視すべきであったと反省している。

本稿の目的は、前稿で提出した説を修正することであり、前稿で排除した方の説が適切であることを示すことである。

### 一 二つの説を挙げた箇所について

前稿において、判断に悩み二つの説を挙げたのは二箇所である。一つはこの手本の構成についてである。その構成について、次の二つの説を提出し、一の方の説を採用した。

- 一、真による春の詩／草による夏の詩／仮名一（あめつち、男手、女手の一首目）／仮名二（女手のもう一首、片仮名、葦手）
- 二、真による春の詩／草による夏の詩／仮名（あめつち、男手、女手二首、片仮名）／葦手

現在では、二の方の説が適切だと考えている。すなわち、「葦手」だけで一卷とするものである。ただし、さらに修正しており、「葦手」を仮名に含め、「葦手」だけで仮名二とするのである。

『宇津保物語』『国譲上』の「仮名手本」について（再考）

真による春の詩／草による夏の詩／仮名一（あめつち、男手、女手二首、片仮名）／仮名二（葦手）

その理由については次節で述べる。

もう一箇所は、「あめつち」がどのように書かれていたのかについて述べたところである。そこでは、吉澤義則（一九四三）による仮名手本の説を挙げて、二の方の説を用いて「あめつち」を解釈した。

一、国語を写すに必要な仮名の字形と運筆とを一字々々について習得すること

二、さて歌を写し文を草するための文字のつゞけさまを習得すること  
前稿では、「あめ」から「さる」までが二字の連綿、後半の「おふせよ」から「なれるて」までの部分は四字連綿であった可能性について述べた。しかし、「あめつち」が似ている字体の違いを習得のために作成されたとする筆者の考えでは、一字一字書いてある一の放ち書きの方が適切だと考えられる。

次節からは、それぞれの箇所について本文を詳しく見ていき、考えを修正した理由について説明していく。

二 仮名手本の構成について

『宇津保物語』ではこの手本について、次のように書かれている。  
本文は新編日本古典文学全集本（小学館）による。

かかるほどに、右大将よりとて、手本四巻、色々の色紙に書きて、花の枝につけて、孫王の君のもとに、御文してあり。

手本の各巻について、手本の色紙の色と手本に添えられた花の説明がなされている。しかし、その記述からは次の三巻分しかわからない。

黄ばみたる色紙に書きて山吹につけたるは、真の手、春の詩

青き色紙に書きて松につけたるは、草にて夏の詩

赤き色紙に書きて卯の花につけたるは、仮名

そこで、もう一巻については漢字の「行」による漢詩だという説がある。しかし、漢字の書体の場合「真行草」と来るのが一般的であることから、漢字によるもう一巻という説は採用しがたい。そうすると、仮名と書かれている内容について二巻に分けることになる。そのような可能性を示唆している注釈書もあるが、どのように二巻に分けるかについては言及していない。

前稿では仮名を二巻に分け、

仮名一 あめつち、男手、女手の一首目

仮名二 女手のもう一首、片仮名、葦手

という構成にした。「女手」のもう一首については、本文では「さしつぎに」と説明されていた。「さしつぎ」とは同じもののもう一つという意味である。「女手」をもう一首ともとれるし、仮名の巻をもう一つともとれそうに思えた。また、「葦手」を別の巻とすると、仲忠から藤壺へのメッセージが途切れてしまうと考えたのである。藤壺へのメッセージの内容については、その手本を受け取った藤壺から右大将（仲忠）へのお札の手紙によって判断できる。

まことに、後に求められたるは、何ごとにかあめる。われならぬ人やと思ふこそ、うしろめたけれ（ほんとうに、最後のほうのお歌に求められましたことは、何事でございます。私以外の方あてではないか、と思われまして気がかりでございます）

前稿では、このメッセージを重視して「葦手」を仮名の巻に含めて、また「さしつぎに」の意味、そして量的にも均等になるように、仮名の巻を二巻に分ける考えを採用したのである。

しかし、本文を読んでいくと、「葦手」による和歌のあとに続いて、と、いと大きく書きて、一巻にしたり。

という記述があり、これで手本の説明が終わっている。この「と」が何を受けるのが問題となってくる。「あめつち」から「葦手」までのすべてのものを指すのか、あるいは「葦手」の歌だけを指すのかと

いう点である。

ここで問題としている「葦手」について、それに関する記述は多くない。目につくところでは、十一世紀中頃に成立した藤原明衡の『新猿楽記』の「太郎主 能書」の記事である。そこには、能書である太郎主が得意とする書体が列記されている。そこに「蘆手」が見られる。写本によって本文に異同があるために、校注者による校訂本文が異なっている。

重松明久校注の『新猿楽記 雲州消息』（古典文庫 現代思潮社 一九八二）では、

太郎主は、能書なり。古文、正文、往信、行草、真字、仮字、蘆手、水手等の上手なり。

また川口久雄訳注『新猿楽記』（東洋文庫 平凡社 一九八三）では、

太郎主者能書也。古文成文・真行草・真名・仮字・蘆手等上手也とある。

「蘆手」に関しては異同はない。この『新猿楽記』では、「蘆手」は「仮名」とは別の書体として扱われている。この記述を利用して、「仮名」と「葦手」とを別の範疇の書体とすることができそうに思われる。しかし、ここでの「仮字」はいわゆる「女手」と考えられ、上位概念である総称の「仮字」ではなさそうである。「仮字」が総称なのか、「女手」なのであるかについては、「仮字」の前に書かれている「真字（真名色）」との関係を明らかにする必要がある。

この「真字（真名色）」についても、漢字と解釈するのか、「男手（真仮名色）」と解するのか意見が分かれている。「真字」の前に「行草（真行草）」とあり、「真字（真名色）」を漢字だとすると重複することになる。重松氏の本文には、漢字の「真」がないことから楷書と解することもできよう。重松氏は、「真字」の注釈として「漢字。真名。」としている。ただし、「真字」の前に「行草」という記述があり、順序と

『宇津保物語』『国譲上』の「仮名手本」について（再考）

してはおかしいのである。

一方、川口氏はこの箇所を次のように訳している。

太郎殿は、たいへん字がうまい。特に上古の文字である科斗文字、篆書や隸書、楷書・行書・草書、それに漢字や仮名文字、仮名文字をくずした葦手書きなどの上手である。（207頁）

やはり、「真名」を漢字と解している。ただし、【證注】においては、「真名」には三つの意味用法があるとしている。

一 「真名」は、ふつうは漢字を意味する。」

『枕草子』（三巻本）の例を挙げて、「この場合仮字に対する漢字をさすであろう。」とする。

二 「たんに漢字の楷書をさすこともある。」

『源氏物語』『葵』の例を挙げ、「草体の「さう」に対して、真書を「まな」とよぶ。

三 「仮名の中の女手（ひらがな）に対し、万葉仮名の楷行体すなわち男手を男仮字、真仮名、略して真名と呼んだこともある。」

しかし、その用例は挙げていない。そして、次のように結論づけている。

ここはおそらく、この第三の意味の例であろう。したがって仮字は狭義の仮名で、女手すなわち平仮字をさすであろう。

【證注】では、「真名」を「男手（真仮名）」として、「仮字」を「女手」と解釈しているが、それが【現代語訳】には反映されていない。

この「真字（真名色）」は、この前に書かれている「行草（真行草）」との関係からは漢字とは考えられず、川口氏の【證注】の三にあるように、「男手（真仮名色）」と解するべきである。そして、それに続く「仮字」は、『宇津保物語』に見られるような総称の「仮字」ではなく、「女手」であろう。つまり、この記事では「男手」「女手」「葦手」が列記されていることになる。「仮名」が何を指すのかは、その記事において何と並記されるのかで変わってくるし、また時代によって「仮

『宇津保物語』『国譲上』の「仮名手本」について(再考)  
名」に含まれるものも異なってくる。

この記事をもとにして、『宇津保物語』における「葦手」を「仮名」と別の書体することは無理なようである。手がかりを本文に求めると、「葦手」の歌に続いて書かれている先の記述が重要になってくる。

と、いと大きく書きて、一巻にしたり。

「葦手」は、絵画的であり、またちらし書きであったと考えられている。したがって、他の和歌よりもスペースを必要とする。「葦手」の歌を大きく書いて一巻としたと読むべきだと思われる。

「葦手」を「仮名」とは別の範疇の書体として一巻を成すものとした場合に問題になってくるのは、色紙の色と植物名の記載がないことである。「葦手」は「仮名」に含まれるものだとすれば、「仮名」の「赤き色紙に書きて卯の花につけたる」ものが二巻あったと見ることもできる。そうすれば、色紙の色と植物名の記載がないことも、また藤壺へのメッセージが途切れることもないのである。

仮名の手本に書かれている内容はかなりの量になる。それらを「いと大きく書」く必要があるか。「葦手」一首だけでは、他の巻と比較すると分量が少ない。そこで、「葦手」の歌を大きく書いて、それだけを一巻としたのだと、読むべきであろう。

### 三 「あめつち」について

「あめつち」の書体についてはいろいろな説が提出されているが、まだ決着がついていない。現代の我々にとっては、その当時のことがわからないので、次の記述をヒントにして考えていくしかない。

男にもあらず、女にもあらず、あめつちぞ

この記述をどのように解釈するかである。筆者は、現在のところ、「女手」と同じ書体ではあるが、連綿ではなく、放ち書きだと考えている。つまり、「女手」の放ち書きであり、後世の平仮名に相当する

ものである。

このように考えると、次の二つのことが問題となってくる。一つ目は「女手」の書体であること。二つ目は、「女手」の基本である連綿ではなく、放ち書きという点である。

「女手」と同じ書体と考える理由は次のことによる。

「あめつち」を話題にしているのは、男性では、「あめつち」を各歌の最初の文字に詠み込んで源順に送った藤原有忠(藤六)。そして有忠に伝えるように、「あめつち」を查冠歌をした「あめつちのうた」を作成した源順。そして、「あめつち」を批判した記事を記載している『口遊』の著者源為憲である。

女性では、『賀茂保憲女集』の序に、

まれにあふ暁の。なみたをおとしたる露とあつめて。うつふしふみをかきはしめけるよりなむ。あめつち星そらと云ひけるもとにはしける

とあり、「あめつち」が仮名の手習いとして利用されるようになった由来について推測して述べられている。また、『相模集』では「天地をかみしもよむとて、よませし、十六」とあり、現存本では十二首が収められている。「かみしも」とあるように、「あ」で始まり「め」で終わる歌である。「あめ、つち、ほし、そら(以上春)、やま、かは、みね、たに(以上夏)、むろ、こけ、えの、えを(以上冬)」といったものである。秋の部が欠けているが、秋の部が残存していても、「十六」とあるように上下で三十二しかなく、「あめつち」の部分的な利用である。

『狭衣物語』(巻三)には興味深い記述が見られる。狭衣君が今姫君の手習を見ている箇所、別の「あめつち」の歌が出てくる。

「天地を袋に縫ひて」などあるは、母代が習はしきこえたる祝言なめりと見るに(「天地を袋に縫ひて」などとあるのは、母代が教えた祝い歌のようだと見ていると)」

ここでは「あめつち」とは異なる「あめつち」で始まる歌が手習い

に使用されている。この歌は、年の始めに誦する言寿歌、つまり祝歌である。『蜻蛉日記』中巻冒頭の安和二年正月の記事に、この歌が唱えられる様子が記述されている。「あめつち」が手習いのためのものであることは知られていたが、誦せられているうちに、その内容については忘れられてしまい、他の歌と混同されていたようである。「あめつち」が誦せられていたことは、『口遊』の記事によって確認できる。

今案 世俗誦阿女都千保之曾里女之訛説也

「あめつち」が、『宇津保物語』では仮名の手本の最初に記されており、またこのように女性が「あめつち」を手習いに使用していたことからすれば、その書体は「女手」と考えるべきであろう。『口遊』の記事に見られる「里女」は、単なる里女だけではなく、里女を含めた無教養の人を指していると思われる、しかし、このような記述がなされていることは、女性も「あめつち」を誦していたと考えられる。

なお、書体が「女手」と同じであることについては、前稿と変わっていない。前稿では、「女手」の書体である根拠について示していなかったため、今回詳細に説明することにした。

問題になってくるもう一点の放ち書きについては、前稿でもその可能性についても言及した。しかし、『狭衣物語』(巻三)に、

まだはかばかしうも続けぬ文字やうなどのあさましげなるは(まだすらすらと続け書きしていない文字の様子などの驚くほどのひどさは)

とあり、一字一字の放ち書きは連綿に慣れている目からすると奇異に感じられるという点。それと、「あめつち」の後半部分の意味の理解できない「おふせよ／えのえを／なれるて」を四字による連綿の練習用と考えたことによって、「あめ」から「さる」までを単語による二字連綿と考えたのである。

しかし、この手本がまだ字の練習をしていない若君へのものであり、また仮名手本の最初に「あめつち」が置かれていることからすれば、

『宇津保物語』『国譲上』の「仮名手本」について(再考)

まさしく手習いの手本だと考えられる。『源氏物語』「若紫」において、祖母の尼君からの「(紫上は)まだ難波津をだにはかばかしうつづけはべらざめれば、かひなくなむ」との返事に対して、源氏は「かの御放ち書きなん、なほ見たまへまほしき」と応えている。同様なことは、先の『狭衣物語』の記述からも確認できることである。このように、初歩の段階では先に挙げた吉澤義則(一九四三)が示した手習の順序の一に記されているように、放ち書きから練習するのである。

また、本稿の筆者は、この「あめつち」は字体の特徴の良く似た字を並べて、両者の違いを対照させることによって、それぞれの字体の特徴を学ぶためのものだと考えている。ペアにおける字体の類似や共通性について、かなり緩やかにして判断していくと、「あめ」「つち」「そら」「くも」「た(太)」「くも」「すゑ」「ゆわ」「おふ」「な(那)」が挙げられる。

それに加えて、「あめつち」の特異な点の一つに、そこに「ゆわ」が入っていることである。「ゆわ」は現在では源順の『和名類聚抄』でしか確認できない語である。『和名類聚抄』には次のように記載されている。

硫黄 本草疎云石硫黄焚石液也「和名由乃阿和(ゆのあわ)俗云由王(ゆわう)」

このような特殊な語が「あめつち」に入っているのは、「ゆ」と「わ」の字体の類似にあると考えられる。

「あめつち」に「ゆわ」を入れたということは、「あめつち」の作者が源順であることを示唆しているとも言えよう。ひいては、この「あめつち」を『宇津保物語』の中で使用していることから、『宇津保物語』の作者も源順の可能性が高い。「あめつち」の中で「おふせよ／えのえをなれるて」の十二字を除いた三十六字、すなわち十八語の内十三語が、『宇津保物語』の「俊蔭」巻で使用されている。俊蔭が漂流して辿り着いた波斯国において、斧の音を聞いてから阿修羅に出会ったところまでの短い間に、「あめ、つち、そら、やま、かは、たに、

『宇津保物語』『国譲上』の「仮名手本」について（再考）

ひと、すゑ」があり、少し後の天人と会った箇所には「くも、うへ」がある。仲忠がうつほに住むところでは「こけ、さる」がある。この「さる」も、「あめつち」との関連を窺わせる語である。『宇津保物語』全体では、「ほし」「きり」「いぬ」も使用されている。「吹上上」に牟婁の長者神南備が登場するが、地名の「牟婁」は仮名書きすれば「むろ」となる。この「牟婁」は語源的には「室（むろ）」と関わりがある。これを認めると、『宇津保物語』に出現しないのは、先に扱った「ゆわ」だけとなる。

話を元に戻すと、字体が似たものを学習するには、連綿よりも放ち書きであった方が、特徴を把握できるはずである。もう一度、『宇津保物語』の「あめつち」についての記述を読み直してみよう。「あめつち」の記述は、「男手」や「女手」にも関係しているのので、「男手」の説明も扱っていく。なお、「女手」には説明がない。それは「女手」が当時一般的な書体であったからであり、それに「男手」の説明から「女手」の特徴がわかるからである。また、「男手」について詳しく説明が施されているのは、その当時既にその使用が少なくなっていたからであろう。

初めには、男にてもあらず、女にてもあらず、あめつちぞ。  
その次に、男手放ち書きに書きて、同じ文字をさまざまに変へて書けり。

この記述をもとにして、「男手」と「女手」とを対照させてまとめると、次のようになる。

男手……（真仮名） 放ち書き  
⇒ 連綿  
⇒ 文字を変えることはない  
女手……

「同じ文字をさまざまに変へて書けり」に関して、「男手」の手本として上がっている歌について、前稿において同じ音に対して文字を変えることが可能なだけの異体仮名が存在していることを示した。そ

して「女手」の歌においても、同じ音が複数出てきているものに対しては、字体が一つしかないことを示した。それぞれの歌が、説明に適したものになっている。特徴に合わせた歌を載せているから、それは当然と言えば当然のことである。

それでは、「男にてもあらず」「女にてもあらず」とはどういうことであろうか。「男にてもあらず」とは「女手」の字体のことである。また「女手にもあらず」とは連綿ではなく放ち書きということであろう。そこから、「女手」の字体による放ち書きということになろう。

なお、前稿で「おふ」から「ゐて」までを四字連綿としたのは、先学によって四字のまとまりが当然だと思っていたからである。しかし、四字とすると、「おふせよ」の「おふす」に、下二段動詞として適切なものがない。挙げることが可能なのは、『万葉集』巻二〇、四二八九歌の「にはしくも おふせたまほか」である。これは東国方言とされている。したがって、四字で読むのをやめ、「あめ」「つち」のように二字で読んでいった方がよいのかもしれない。先に字体の特徴が似ているとして挙げた中に「おふ」と「なれ」もあった。また、小松英雄（一九七九）が述べるように、「おふ」から以降も、二字による名詞で揃えることも可能であった。それにも関わらず、このような形にしたのは何らかの意図があったと考えられる。それでは、そこにはどのような意図があったのだろうか。

これから述べることは、証拠がなく、かなりまゆつば的な話になる。まず「えの」「えを」から考えてみたい。この箇所については、意味的に「榎の枝を」と解されてきた。そこで、四字で読むことが中心になっているのであろう。上の「え」を「榎」とするからア行、下の「え」は「枝」とするからヤ行ということになろう。字体で言えば、上は「衣」の崩し、下は「江」の崩しと考えられる。

貫之自筆の『土左日記』では、ア行の「え」とヤ行の「え」とは、一例を除いて書き分けられており、その時代はア行の「衣」ヤ行の「江」と

は音によって区別できたようである。しかし、『源順集』に所収されている「あめつちのうた」では両者は混同されているように見える。次のような歌になっている。<sup>②</sup>

えも言はで恋のみまざる我が身かな ひとつや岩に生ふる松の枝  
えも堰かぬ涙の川のはてはてや しひて恋しき山は筑波え

歌の初めは「えも言はで」「えも堰かぬ」となっており、副詞の「え」でありア行である。終わりは「松の枝」「筑波え」となっている。「枝」は、「堰の枝」で見たように、ヤ行である。また、「筑波え」の「え」は助詞「え」でヤ行である。ともに句頭はア行、句末はヤ行となっており、両者はまったく同じになっている。馬淵和夫（一九七二）によれば、源順の『和名類聚抄』では、語頭には「衣（ア行）」を用い、語中語尾には「江（ヤ行）」を用いる傾向があるという。古代の日本語においては、母音は語中語尾に出現しないことからすれば、これは自然な成り行きである。したがって、和歌の最後にア行の語を読みこむことはなかなか困難である。特に、ア行のエの語はもともと少ないのである。このような状況からいえば、二首ともに、歌の句頭と句末とによってア行とヤ行とを区別しているという見方もできよう。

源順の時代においては、音韻としても、ア行の $\langle e \rangle$ とヤ行の $\langle ye \rangle$ との統合が生じていた時代であった。そこで、ア行の $\langle e \rangle$ とヤ行の $\langle ye \rangle$ の文字を近接させることによって、二つの文字があることを理解させ、習得させる目的があったと思われる。確かに「堰の枝を」であれば理解しやすいであろう。しかし、先に述べたように、四字のまとまりではなく二字のまとまりで見れば、どちらをア行するかヤ行にするかの制限はなくなってくる。字形的には「江（ヤ行）能」、「衣（ア行）遠」の方が近いと思われる。

しかし、小倉肇（二〇〇四）は、遠藤和夫（一九七二）が明らかにした『土左日記』における異例である、語頭の「枝」が「衣た」と表記された例（承平五年一月九日の記事）を根拠にして、「松のえ」の

『宇津保物語』『国譲上』の「仮名手本」について（再考）

「え」は語頭に相当するからア行、「筑波え」はヤ行であり、句末で両者は区別されていたとする。これによれば、「えの」の「え」はア行、「えを」の「え」はヤ行になるから、先に挙げた「江（ヤ行）能」、「衣（ア行）遠」という配列を提案するのは無理なようである。「あめつちのうた」の写本の字体については今後の課題である。

「おふ」「せよ」「なれ」「ゐて」は、それぞれ活用する語である。現在の活用形を利用して説明すれば、「おふ」は終止形（四段活用であれば連体形も）、「せよ」は命令形、「なれ」は已然形、「ゐて」は連用形ということになる。これらは、語の変化する形、並びに字体の学習を意図したものと考えられないだろうか。「おふ」から「ゐて」までの十二字については、あくまでの一つの解釈を示しただけである。この箇所については、結論が出るものではなく、仮説を示すことしかできないであろう。

おわりに

本稿で特に述べたかったことは、次の二点である。

一 『宇津保物語』『国譲上』の手本の四巻の構成は、楷書による春の漢詩、草書による夏の漢詩、仮名一（あめつち、男手の和歌、女手の和歌二首、片仮名の和歌）、仮名二（葦手）の和歌によるものである。

二 「あめつち」は、女手の書体であるが、連綿ではなく、放ち書きであり、字体の字形のよく似たものを並べることによって字体の習得を目指す手習いであった。

最近では『うつほ物語』と記され、『宇津保物語』で刊行される書物は見られなくなった。そのため、本稿のように『宇津保物語』と書き表すことは古くさいような扱いになっている。『宇津保物語』から

『宇津保物語』『国譲上』の「仮名手本」について(再考)

『うつほ物語』へと移行した経緯については、この分野の門外漢なのでわからない。

「宇津保」と真仮名で書くのは、『宇津保物語』の仮名手本の中の「男手」ということになる。それに対し、「うつほ」が連綿であれば「女手」となる。『宇津保物語』の作者が源順でなくとも、男性であることは揺るがせない。「男手」も仮名であるから、「宇津保」と書いても単に音を表すだけでそれ自体には意味はない。したがって、「うつほ」と何の違いがあると言われるかもしれない。しかし、男性にとつては真仮名の「宇津保」と女手の「うつほ」とには大きな違いがある。『宇津保物語』と記されてきた意味を汲み取るべきではないだろうか。

注

1 遠藤和夫(一九七二)は、青谿書屋本『土左日記』に一例だけ異例が存在することを指摘している。それは、承平五年一月九日の記事である。

「松」もとことに／なみうちよせ 衣たことにつるそ／とひかよふ

「枝」はヤ行であるはずであるが、「衣た」とア行の「衣」で表記されている。『和名類聚抄』と同じく、「語頭には「衣」を、語中には「江」(または「へ」)をかくといふ傾向があるやうである」という。

2 『源順集』所載の「あめつちのうた」については、西本願寺本と群書類従本との間に異同が見られる。該当箇所について言えば、「松のえ」と「松がえ」である。本稿では、西本願寺本によって小倉肇(二〇〇四)によっている。

3 西本願寺本では、「盈もいはて…まつの盈」、「江もせかて…つくは江」となっていて、「盈」(ア行)と「江」(ヤ行)で書き分けられているようである。西本願寺本を書写した書陵部本でもそのようになっていることを、公開されている画像データで確認した。これによっても、「えのえ」はア行・ヤ行の順のようである。

参考文献

遠藤和夫(一九七二)『青谿書屋本『土左日記』における「え」のか

きわけ』(『国語研究』35)

小倉肇(二〇〇四)『あめつち』から「いろは」へ——日本語音韻史

の観点から——(『音声研究』8巻2号)

川口久雄訳注(一九八三)『新猿楽記』(東洋文庫 平凡社)

小松英雄(一九七九)『いろはうた』(中公新書 中央公論社)

重松明久校注(一九八二)『新猿楽記 雲州消息』(古典文庫 現代思

潮社)

田島優(二〇二二)『宇津保物語』『国譲上』における仮名手本につ

いての一解釈』(『明治大学教養論集』50号)

馬淵和夫(一九七二)『国語音韻論』(笠間書院)

吉澤義則(一九四三)『日本書道随放』(白水社)

付記

本稿の内容については、台湾の淡江大学での大学院特別講義(二〇二二年九月二十二日)と、台湾大学での大学院特別講義(二〇二二年十一月二十二日)で扱った。

本稿執筆時に丹羽一彌先生がお亡くなりになったことを知った。『宇津保物語』の牟婁の長者のことから、丹羽先生と三重県の南牟婁郡を含め紀伊半島において言語地理学的調査を長年にわたって行ったことが、いろいろと思ひ出されてきた。心から哀悼の意を表したい。

プロフィール

明治大学法学部教授。著書に『漱石と近代日本語』(二〇〇九 翰林書房)、『「あて字」の日本語史』(二〇一七 風媒社)、『あて字の素姓』(二〇一九 風媒社)などがある。